

2015/01/22

特定非営利活動法人 日本冒険遊び場づくり協会
代表 関戸まゆみ殿

冒険遊び場プレイワーカー資格認定制度研究会
委員長 三輪英児

冒険遊び場プレイワーカー資格認定制度研究会 答申

冒険遊び場のプレイワーカー/プレーリーダーにおける資格認定制度の可能性について
諮問を受けていた、冒険遊び場プレイワーカー資格認定制度研究会（略称「しかけん」）は、
当研究会での議論を経て、以下のように報告、答申をいたします。

【実施概要】

第1回 平成26年1月23日(木) 18:00～21:00

第2回 平成26年3月26日(水) 18:00～21:00

第3回 平成26年5月15日(木) 18:00～21:00

国立オリンピック記念総合センター センター棟 会議室にて

●委員名簿

三輪 英児	(特非)プレーパークせたがや 理事 【委員長】
金 由貴子	(公財)札幌市公園緑化協会
高橋 悦子	(特非)冒険あそび場ーせんだい・みやぎネットワーク 理事
池田 泰	(特非)プレーパークむさしの 代表理事
橋本 ミチ子	(特非)横浜にプレイパークをつくろうネットワーク
小笠原 浩方	(財)プレイスクール協会 理事長
古賀 彩子	PLAY FUKUOKA 代表
天野 秀昭	(特非)日本冒険遊び場づくり協会 理事
嶋村 仁志	(特非)日本冒険遊び場づくり協会 理事
三浦 幸雄	(特非)日本冒険遊び場づくり協会 理事

●研究会事務局

林 直樹 (特定非営利活動法人日本冒険遊び場づくり協会事務局長)

佐藤美和

※なお委員名簿の並びは委員長、全国有識者（北～南）、協会関係者（五十音）の順

【答申概要】

〈論点〉

3 回にわたる研究会においては、主に以下の 2 項目が議論となった。

- I. 資格制度の必要性
- II. プレーリーダーへの適用可能性（プレーリーダーは「資格」になじむのか）

〈意見〉

以下の 3 項目についても意見をいただいた。

- III. 資格制度の設計と運営
- IV. 資格制度とプレーリーダーの育成システム
- V. 研究会のあり方

〈まとめ〉

3 回の研究会の議論まとめと委員長による今後の指針を示す。

- VI. まとめ

【注記】

プレイヤー/プレーリーダーの表記について（事務局）

当研究会は、プレイヤー/プレーリーダーの呼称、表記については「プレイヤー」を標準として使い、「プレイヤー/プレーリーダー」も必要に応じて使うという方針で運営されました。

しかしその後約 1 年を経た現在、世間においても遊び場づくり活動関係者においても「プレイヤー」という呼称が以前に比べて定着が進むということもなく、「プレーリーダー」もしくは「プレイリーダー」との呼称、表記が依然一般的です。

よって、本答申においては、今後の議論の出発点となりまた永く参照されるであろうという答申の位置づけに鑑み、「プレーリーダー」の表記を、標準として採用することとしました。

【答申】

I. 資格制度の必要性

- ① 一部の自治体（世田谷区など）では、資格によって技能が認定されれば、委託されている人件費単価のランクを上げることができるという感触がある。
- ② プレーリーダーの人数が増え、活動場所が広がっており、技能の継承に統一的なシステムや考え方が必要となってきた。
- ③ プレーリーダーの専門性を資格制度によって明示することで、社会への発信力を高め、またプレーリーダー自身の自覚と意欲を高めることができる。

資格制度については以上の3点の必要性が報告・議論され、それぞれ一定の理解を得た。

ただし、①については、人件費（給与）の対象となっていないボランティアのプレーリーダーを切り捨てる議論ではないことが確認された。

また、②の議論内で「社会常識」に欠けたプレーリーダーの存在が指摘されたが、この点はプレーリーダーという専門技能の修得以前の個人的な課題であるとして当研究会では議論の対象としないこととした。

II. プレーリーダーへの適用可能性（プレーリーダーは「資格」になじむのか）

《職能の有無》

- ① プレーリーダーという職業の専門性（職能）はある。
またその内容となるプレーリーダーの持つべき遊び観や専門技能についても、プレーリーダーや周囲の関係者間にて共有されている。

という点については、共通認識に至った。

しかし、それをどう表わせるかについては、以下の2つの意見(a.b)があり、収束には至らなかった。

- ①・a プレーリーダーの職能は明文化されている。「プレーリーダーの役割」「プレーパークせたがや職能シート」などの先例がある。

- ①-b プレーリーダーの職能の本質は多様性であり個性である。対外的な基準として一律にまとめることはなじまない。

議論においては、①-b で言われている多様性や個性をも含めて言語化し、「プレーリーダー固有の職能」を議論のテーブルに載せるべく、「プレーリーダーとは何か」という問いかけによる言語化が何度か模索されたが、言語化には至らなかった。

《適用可能性》

プレーリーダーの職能（専門性）の存在は確認されたが、その評価に関して②の指摘に基づき以下の2つの意見(a.b)が対立し、一致を見なかった。

- ② プレーリーダーの職能には客観化できて第三者が評価できる部分と、できない部分がある。
- ②-a 少なくとも客観化できている部分について評価尺度をつくり資格化するべき。
- ②-b 客観化できない部分こそプレーリーダーの中核をなすもの。客観化できる部分のみでの評価がそのプレーリーダーの評価のすべてとなるおそれがある。

また②-a に関連して

「専門能力には当然個人差があるが、技能の画一化を求めるべきではない。」

「プレーリーダーの技能は個人で実現できているものではない。場の力、世話人や地域、ほかのプレーリーダーなどとのチームワークによって発揮されている。

何を皆が持つべき基礎的な技能とし、何を個性やチームワークに任せるべきかを考え、単純な個人評価に陥らないようにしたい。」

という指摘があった。

《デメリット》

資格制度を導入した場合のデメリットについての懸念が示された。

- ③-a プレーリーダーの自主性、多様性の芽を摘むのではないか。
- ③-b 運営者や地域の依存を生むのではないか。
- ③-c 認定する側に権威（権力）が生まれるのではないか。

一般的に資格制度は権威によって成立する。遊び場のこれまでの文化になじまないのではないか。

III. 資格制度の設計と運営

資格制度を実際に運用する場合の制度設計に関して委員より意見をいただいた。

認定の方法について、自己申告、何らかの研修を実施し修了証を発行、通常業務を通じた周囲からの評価、試験の実施などの方法が提案された。

また、資格制度の運営を担う主体は誰であるべきなのかという点について、日本冒険遊び場づくり協会（以下「協会」）が担う場合、経済的、体力的に可能であるか、また大学や行政機関との連携は可能か、といった意見が出された。

IV. 資格制度とプレーリーダーの育成システム

資格制度がプレーリーダーの技能の維持向上および育成に（全面的にあるいは部分的に）有益であろうという点は異論が無かった。さらに資格認定のための評価にとどまらず、育成のためのしくみとしてどのように整備をすべきかについて、研修、チェックポイントの明示による自己研鑽、OJT（業務現場での育成）などといった可能性が挙げられた。

V. 研究会のあり方

研究会の設定や運営について、苦言をいただいた。事務局ともども反省し、今後の糧としたい。

・委員の選定

全国からの有識者に集まっていたが（委員選定は準備会による）、「プレーリーダーや地域の現場の代表者がいない、充分ではない。」「常設のプレーパーク関係者に偏っている」などの批判が協会会員から出た。

委員からも「代表として意見を言っているわけではない」など自らの立場への疑念が示された。

分科会の設置やアンケートなどによる補完も検討されたが、スケジュールと作業量の面

から実施できなかった。

今後は広く意見を募るという市民活動の原則に立ち返ることをも留意したい。

・期間の設定

数ヶ月に一度の議論で結論が出る課題ではなく、安易なスタートではなかったかという声があった。準備会においては、資格制度の必要性は自明として、次の段階である制度設計を議論する場として研究会を想定していた。

しかし実際に議論を始めると、「資格制度の必要性はわかるが、プレーリーダーになじむのか」（適用可能性）が大きな論点として浮上し、メリット、デメリットの指摘とともに3回の会合では収束できない議論となった。

VI. まとめ

プレーリーダーの資格制度について、その必要性は広範な理解を得たと考えるが、資格制度のプレーリーダーへの適用の是非については、さまざまな意見がまだ一致を見ていない段階である。

とくに今回の研究会での議論を通して明らかになった課題は、プレーリーダーの職能（専門性）はどのようにすれば誰もが納得できる客観的な形で示せるのかという、評価の方法論である。

プレーリーダー固有の職能（専門性）の存在は皆が認めるところであるが、この職能には「多様性」や「個性」といった側面があり、「一律化が難しい」「客観化にそぐわない」といった意見が出された。

今後も資格制度の議論を進めるのであれば、この「多様性」や「個性」をいかにして客観的評価の対象とするかという方法論、すなわち手法の開発が課題となる。

また、資格制度を導入した場合に予測される、さまざまなメリット、デメリットに関しても、更なる議論が必要である。

そして、制度の導入にあたっては、制度設計や運営体制など、検討しなければならない課題は多い。

以上を踏まえ、わたしたち遊び場づくり活動「業界」が、資格制度を導入するにあたっては、まだ経なければならぬ議論や検討があると考えます。

またいっぽう成果としては、これだけの有識者が全国から一堂に会し、議論を行ったことが挙げられる。これまでこのような議論の枠組みは作られていなかった。

今回の資格制度のように、社会情勢に対応すべき課題はこれからも出てくると思われるが、そのような課題に対応することのできる、全国横断的な議論の枠組みを構築できたことは成果であるとする。

■提案者として（委員長より）

まず、全国から集まっていた委員各位をはじめ、当研究会に関わった皆様の活発な議論に感謝いたします。

今回の委員会で、資格の必要性についての基本的な議論と課題の抽出が行えたと思っております。一方、課題クリアの為の具体的策まで提案出来なかった事は、残念です。

発議時の誤解も様々ありましたが、日本冒険遊び場づくり協会に、プレーパークせたがやとして資格化検討依頼をしたのは、行政との事業委託人件費の交渉の中で「プレーリーダーの職能基準」、客観的な「資格等」を問われた事と、当法人内でプレーリーダーの無期限雇用契約を結ぶ為の、研修のプログラム作成が「きっかけ」でした。

一方、近年の子どもを取り巻く社会的環境に目を向ければ、冒険遊び場の存在の重要性は明らかに高まっています。そして、そのソフト面を担う職員、運営者の認知・地位の向上による社会的信用獲得の必要性は、今後はますます高まっていくのではないかと、運営者の立場から私たちは考えています。その一つの具体例として、社会は「プレーリーダーとは何者か」という問いかけを、わたしたち遊び場づくり「業界」に投げかけている、と思っており、その答えを求めて検討をお願いしました。

私は、このように社会からの問いかけ積極的に答え、社会的認知をよりよい方向に変えてゆくことによってこそ、豊かな子どもの遊びの世界を広げることができると考えています。社会からの問いかけがあれば答え、社会を変えてゆこうという、この基本姿勢は、市民運動として発生した遊び場づくり活動「業界」の誰しもが根底に持っているものと思っております。しかし一方で、私たちの活動は、地域社会に根ざした活動であるが故に、その声は大きくなりにくく、また外部にわかりづらい、抽象的な表現の多い、内向な論理で活動している面がある事も否定できません。

全国共通の「資格」を求める事は、その運用方法によっては地域活動や職員の独自性をスポイルする可能性があります。しかし逆に、自分達は何を目指す活動をしているのか、どんな職能、技能を必要としているのか、他の団体や職員と何を共有し、何が独自なのか、がより明確に抽出され、内向きになりがちな活動、論理を検証する事でもあります。

そしてなにより、全国に共通する能力基準は、大きく社会に発信でき、子どもに対応する

スタッフとして、社会的信頼を得る重要な要素となります。

今後は是非、運営形態の違いや地域性の差異を超えて、実現可能なプランが出来る事を願います。

■委員長による今後の指針

方向性

今後も議論を継続し、有志や個別団体による自主的な試行実施など実践的な試みをおこない、そのような機会のフィードバックを得て、また議論を深めていくという、試行実施と議論の段階にすすむべきであると考えます。

「業界」として活動する必要性

このような試行実施と議論のサイクルを動かしていくには、「業界」が一体となった取り組みが必要であり、また「業界」の各員が連帯して行動することが、社会へ対しての発信であり、また答え方でもあります。

「業界」としての意思表示を行うならば、それはやはり協会を置いては考えられない。有志や個別の団体も行動するが、全体をまとめ、バックアップし、社会に対して意思表示してゆく役割を今後とも協会には担っていただき、わたしたち協会の構成員、構成団体は協会の名のもとに集い、連帯して議論と行動をすすめてゆくべきと考えます。

今後の指針

以上に述べた、試行実施と議論のサイクル、そして協会を中心としたバックアップと社会への発信を、委員長による今後の指針として示します。

謝辞

最後になりますが、貴重な時間を割いて全国から集まっていたいただいた委員各位をはじめ、当研究会に関わったすべてのみなさまに、もう一度お礼を述べておきます。ありがとうございました。

(以上)